

酪農家がやらなければならないこと!!

十月一日「飼養衛生管理基準」改正

# 家畜伝染病を防ぐ 自衛防疫の徹底が不可欠



家畜伝染病予防法で定められているものは次のとおりです。

- ①家畜伝染病の発生を予防するための届出、検査等
- ②家畜伝染病のまん延を防止するための発生時の届出、殺処分、移動制限等
- ③家畜の伝染性疾病の国内外への伝播を防止するための輸出入検査
- ④国・都道府県の連携、費用負担等
- ⑤家畜の所有者が遵守すべき衛生管理方法に関する基準(飼養衛生管理基準)の制定
- ⑥生産者の自主的措置など

飼養衛生管理の基本となる事項について、より具体的に示されています。今回、農林水産省の情報提供を元組合員の皆さんの具体的取り組みを紹介いたします。

昨年四月に発生した宮崎県の口蹄疫、十一月以降の高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえて、家畜伝染病を早期に発見するための届出制度や発生農家等への支援の充実、海外からの病気の侵入を防ぐための水際検疫の強化などの措置を講じるために、家畜伝染病予防法が改正されました。

この改正のうち、予防的殺処分・消毒ポイントを通行する車両等の消毒義務・財政支援の強化等については七月一日から、飼養農家による消毒設備の設置義務、飼養衛生管理基準の内容の追加、飼養衛生管理状況の報告義務(年一回)、一定症状の届出義務(口蹄疫)等については十月一日から施行されました。特に飼養衛生管理基準の見直しでは、新たに畜種別に分けられ、かつ、

## 家畜伝染病予防法とは?

家畜伝染病予防法は、家畜の伝染性疾病の発生を予防とまん延の防止により畜産の振興を図ることを目的とする法律で、平成二十三年三月二十九日に成立し、同年四月四日付けで公布されました。

ページの閲覧などを通じて、家畜防疫に関する情報を積極的に把握しましょう。

また、関係法令を遵守するとともに、家畜保健衛生所が行う検査を受けましょう。

▼農林水産省のホームページ(農林水産省HP)↓消費・安全↓家畜衛生に関する情報↓口蹄疫)で随時、情報更新されます。検索画面で「農林水産省家畜伝染病予防法」でもご覧頂けます。

## 二. 衛生管理区域を設けましょう

▼自らの農場の敷地を、衛生管理区域とそれ以外の区域とに分け、両区域の境界が分かるようにしましょう。

## Q&A

Q 衛生管理区域とはどのような区域ですか?

A 衛生管理区域とは、病原体の侵入を防止するために衛生的な管理が必要となる区域です。一般的には畜舎やその周辺の飼料タンク、飼料倉庫及び生乳処理室等を含む区域が衛生管理区域になります。なお、個々

## 「家畜伝染病予防法」 八つの改正ポイント

- ①海外からのウイルスの侵入を防ぐため、水際での検疫措置を強化。
- ②家畜の所有者は、日頃から消毒等の衛生対策を適切に実施し、家畜の飼養衛生管理の状況が都道府県へ報告(都道府県は、家畜の飼養衛生管理が適切に行われるように指導・助言、勧告、命令)。
- ③飼養衛生管理基準の内容に埋却地の確保等についても規定
- ④患者・疑似患者の届出とは別に、一定の症状を呈している家畜を発見した場合、獣医師・家畜の所有者は、都道府県へ届出(都道府県は遅滞なく国へ報告)。
- ⑤口蹄疫のまん延を防止するためにはやむを得ないときは、まだ感染していない家畜についても殺処分(予防的殺処分)を実施し、国は全額を補償。
- ⑥発生時において都道府県は消毒ポイントを設置でき、通行車両

の農場によって畜舎やその他の施設、自宅等との位置関係が様々であるため、詳細は最寄りの家畜保健衛生所に相談ください。

Q 衛生管理区域と他の区域との境界はどのように区分すればよいのでしょうか?

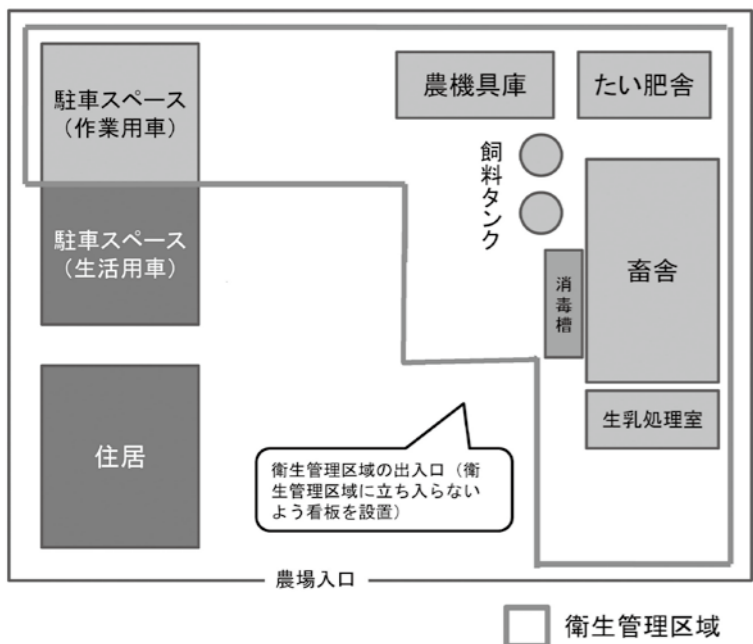
A 通常は柵などでの区分が考えられますが、柵以外でもロープや白線、プランターなどを利用して

区分することもできます。区分した上で、立て看板などにより衛生管理区域であることを明確にし、不要不急の立ち入りを制限するようにしてください。

Q 畜舎のみを衛生管理区域とすることはできますか?

A 飼養管理を行う場合、作業者は畜舎周辺を通行したり、飼料倉庫などに入って作業を行ったりすることが考えられるため、畜舎のみではなく密接に関連する施設も含め、衛生管理区域として設定することが適切と考えます。

■衛生管理区域設定のイメージ





### 三. 衛生管理区域への病原体の持込みを防止しましょう

衛生管理区域の出入口を必要最小限の数とし、必要のない者を衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。外部から立ち入る者が飼養する家畜に接触する機会を最小限とするよう、当該場所に看板などを設置しましょう。

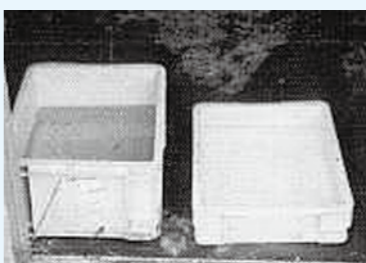
## 部外者立入禁止 消毒励行

広島県酪農業協同組合  
(広酪が配布した看板)

衛生管理区域の出入口付近に消毒設備(消毒機器を含む)を設置し、車両の出入りの際に消毒をしましょう。

また、衛生管理区域及び畜舎の出入口付近に消毒設備を設置し、立ち入る者に入りの際に手指及び靴の消毒(手指については、洗浄又は消毒)を行わせましょう。

その日のうちに他の農場等の畜産関係施設に立ち入った者及び過去一週間以内に海外から入国した者(帰国者を含む)は、衛生管理区域に立ち入らせないようにしましょう。※家畜防疫員、獣医師、人工授精師、削蹄師、飼料運搬業者、集乳業者等を除きます。



(出入り口には消毒設備を設置しましょう)

他の畜産関係施設で使用した又は使用した可能性のある物品であって、飼養する家畜に直接接触する物品は、衛生管理区域内に持ち込む場合に、洗浄又は消毒をしましょう。なお、家畜の管理に必要な物品を畜舎に持ち込まないようにしましょう。

海外で使用した衣服及び靴(過去四か月以内)を衛生管理区域に持ち込まないようにしましょう。やむを得ず持ち込む場合には、事前に十分に洗浄、消毒等を実施しましょう。

**A** 農場全体を衛生管理区域とした場合には、畜産関係者でない人でも、同様に消毒していただく必要があります。近所の方まで消毒をお願いするのは、現実的には難しい面があるかと思いますが、ロープ、白線やプランターなどの簡便な方法でも結構ですので、生活関係車両の通行帯や自宅を衛生管理区域と区分するようにお願いします。

### 四. 野生動物による病原体の侵入を防ぎましょう

畜舎の給餌設備・給水設備及び飼料の保管場所にねずみ、野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにしましょう。飲用に適した水を給与しましょう。

## Q&A

**Q** 給餌設備に野鳥等の野生動物の排せつ物等が混入しないようにするには、給餌設備にふたをしなければならぬのですか？

**A** 給餌設備にふたまでする必要はありません。普段から飼槽などの給餌設備を清掃したり、給餌の際には飼槽を確認して排せつ物があつた場合はこれを取り除くなどしてください。

**Q** 飲用に適した水とはどのようなものですか？

**A** 水道水、井戸水や湧き水などで、外部からの異物の混入がないものが該当します。

### 五. 衛生管理区域の衛生状態を保ちましょう

畜舎その他の衛生管理区域内の施設及び器具の清掃又は消毒を定期的に行いましょう。注射針、人工授精用器具その他、体液(生乳を除く)が付着した物品を使用する際は、一頭ごとに交換又は消毒をしましょう。

家畜の出荷・移動により畜房やハッチが空になった場合には、清掃及び消毒をしましょう。

## Q&A

**Q** 豚や家きん飼養農場と同様に衛生管理区域専用の衣服や靴の設置及び使用を行わなくても良いのでしょうか？

**A** 牛飼養農場に対しては、その飼養管理の実態から、直ちに衛生管理区域専用の衣服や靴の設置及び使用を基準として設定することは困難であると考え、今回は基準とされていません。しかしながら農場の飼養衛生管理水準の向上のためには専用の衣服や靴を使用頂くことが望ましいとされています。

**Q** 衛生管理区域の出入口での消毒は具体的にどのようなのでしょうか？

**A** 車両が出入りする際には、消毒薬噴霧器、車両用消毒槽、車両用消毒、服や靴を使用していたことが望ましいです。ゲート、消石灰帯などを用いて消毒します。人が出入りする際には、足元を消毒薬噴霧

器、踏込消毒槽、消石灰帯などを用いて消毒します。

**Q** 人や車両の立入りの際に、家畜の所有者が消毒の実施状況を確認する必要がありますか？

**A** 自らの農場への伝染病の侵入防止リスクを低減するため、可能な限り確認してください。また、一日中、農場に無理な場合でも、消毒の実施の有無を立入者に記載してもらおう等により確認できるようにしてください。

**Q** 家畜に直接接触する物品とはどのようなものですか？

**A** 家畜の保定用具や体温計等家畜に接触させて使用する物品をいいます。飼料は家畜に直接接触しますが、通常は倉庫等に保管してあるものがそのまま給与されることから、これには該当しません。

**Q** 農場全体を衛生管理区域とした場合、近所の人々が来たときにも消毒しなければならないのですか？

**A** 空房等の清掃は可能でも隣接する房に家畜がいる場合やおが粉畜舎もあることから、水洗や消毒までを行うことは困難ではないでしょうか？

**A** おが粉畜舎については、畜房が空になった後、適切な管理により発酵を促進し、発酵床の温度を上げることで、消毒の実施とみなすことができると考えています。隣接する房に家畜が飼養されており、水洗や動力噴霧器による消毒の実施が困難な場合には、糞等による汚れを除去し、簡易な装置等で消毒薬を散布してください。

**Q** 密飼いについては、何か具体的な基準はあるのでしょうか？

**A** 今回は具体的な数値基準は示しておりませんが、一頭当たり乳牛では二・四m(単飼)、五・五m(群飼)、肉用牛では二・〇m(単飼)、五・四m(群飼)を参考にしていただけだと思います。なお、畜舎構造や舎内の環境によっても異なります。



## 六、家畜の健康観察をいましめよう

家畜が特定症状(※)を呈していることを発見したときは、直ちに家畜保健衛生所に通報しなければなりません。また、農場からの家畜及びその死体、畜産物並びに排せつ物の出荷・移動を行わないこと並びに当該衛生管理区域内の物品をむやみに衛生管理区域外へ持ち出さないようにしましょう。

※特定症状とは法第十三条の二第一項の農林水産大臣が定める症状をいいます(現在のところ、口蹄疫に関する特定症状が定められています)。

特定症状以外の異状(死亡を含む。以下同じ)で家畜の死亡率の急激な上昇や同様の症状を呈する家畜が増加した場合に、直ちに獣医師の診療を受け、監視伝染病でないことが確認されるまでの間、農場からの家畜の出荷・移動を行わないようにしましょう。

監視伝染病であることが確認された場合には、家畜保健衛生所の指導に従いましょう。また、特定症状以外の異状が認められた場合にも、速やかに獣医師の診療を受け、又は指導を求めましょう。

※特定症状以外の異状の原因が家畜の伝染性疾病によるものでないことが明らかである場合を除きます。

毎日、飼養家畜の健康観察を行いましょう。

他の農場等から家畜を導入する場合には、導入元農場の疾病の発生状況の確認、導入家畜の健康状態の確認等により健康な家畜を導入しましょう。

導入家畜に家畜の伝染性疾病の可能性のある異状がないことを確認するまでの間、他の家畜と直接接させないようにしましょう。

家畜を出荷・移動する場合には、家畜に付着した排せつ物等の汚れを取り除くとともに、出荷・移動の直前に当該家畜の健康状態を確認しましょう。

## Q&A

**Q** 特定症状が確認された場合には、人の外出もできなくなるのでしょうか？

**A** 検査の結果が判明するまでの間、不要不急の外出は避けてください。やむを得ない場合には最寄りの家畜保健衛生所に相談の上、消毒

措置などについての指示に従ってください。

**Q** 特定症状以外の異状とは具体的にどのようなものなのでしょうか？

**A** 発熱、下痢、発咳等の呼吸器症状等が想定されます。

**Q** 小規模飼養農家では、異状がないことを確認するまで、導入家畜と他の家畜とを隔離しておくことは不可能ではないのでしょうか？

**A** 完全な隔離が不可能な場合であっても、コンパネ等で仕切るなど、可能な限り、接触しないようにした上で健康観察を行ってください。

**Q** 市場で購入する場合など、導入元農場の疾病の発生状況が確認できない場合には、どのようにしたらよいのでしょうか？

**A** 導入元農場の疾病発生状況が確認できない場合には、導入

畜の健康状態の事前確認等によって健康な家畜を導入するようにしてください。また、導入後、一定期間(一週間程度)は他の家畜との接触を避け、異状がないことを確認するようにしてください。

### ■口蹄疫に関する特定症状

次に掲げる一〜三のいずれか一つ以上の症状を呈していることを発見した獣医師又は家畜所有者は、都道府県知事にその旨を届け出なければなりません。

▼牛、水牛、鹿、めん羊、山羊、豚及びいのししの症状

一 ① 三十九・〇℃以上の発熱を示した家畜が、

一 ② 泡沫性流涎、跛行、起立不能、泌乳量の大幅な低下又は泌乳停止のいずれかを呈し、

一 ③ かつ、その口腔内、口唇、鼻腔内、鼻部、蹄部、乳頭又は乳房(以下「口腔内等」という)のいずれかに水疱、びらん、潰瘍又は癬痕(外傷に起因するものを除く)。

以下「水疱等」という)を呈している場合。

症状※ 鹿にあつては、一 ①及び一 ③を呈している場合。

二 同一の畜房内(一の畜房につき一の家畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内)において、複数の家畜の口腔内等に水疱等があること。

三 同一の畜房内において、半数以上の哺乳畜(一の畜房につき一の哺乳畜を飼養している場合にあっては、同一の畜舎内)において、隣接する複数の畜房内の哺乳畜が当日及びその前日の二日間において死亡すること。ただし、家畜の飼養管理のための設備の故障、気温の急激な変化、火災、風水害その他の非常災害等口蹄疫以外の事情によるものであることが明らかかな場合は、この限りではない。

※「畜房」とは、畜舎内の一部を柵等で囲った収容空間をいい、「哺乳畜」とは、離乳していない家畜をいう。

※改正された家畜伝染病予防法では、口蹄疫、牛疫、牛肺疫等の悪性伝染病については、殺処分の際に際しての手当金

## 七、埋却等の準備をしておきましょう

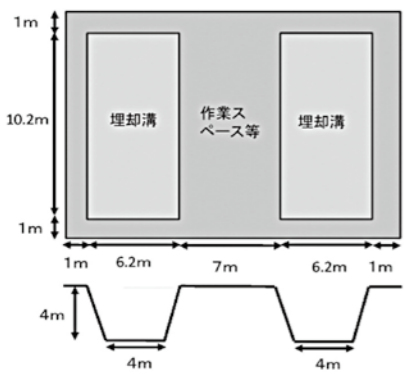
埋却の用に供する土地の確保(標準的には成牛一頭当たりおおむね五㎡)又は焼却、若しくは化製のための準備措置を講じておきましょう。

※当面は、平成二十三年十月一日以降に新しく農場を開設する場合、又は既存の農場において畜舎を増設し飼養頭数を拡大する場合のみが、本事項に係る家畜伝染病予防法第十二条の六に規定する勸告又は命令の適用対象となります。

### ■牛の埋却に必要な標準的な面積のイメージ

#### ○埋却可能頭数の計算例(牛)

埋却溝の底面積  $4\text{m} \times 8\text{m} \times 2\text{本} = 64\text{m}^2$  (周囲 1.1mは法面)  
成牛 1頭当たり必要な底面の面積  $1.33\text{m}^2/\text{頭}$   
当該埋却地に埋却可能頭数  $64\text{m}^2 \div 1.33\text{m}^2/\text{頭} = 48\text{頭}$   
(1頭当たり必要な埋却地)  
( $12.2\text{m} \times 21.4\text{m}$ )  $\div 48\text{頭} = 5.4\text{m}^2$



### (注)

- ① 複数の埋却溝を並列に掘削する場合、七〜十mの間隔を空けましょう。
- ② 地盤が弱い場合、作業中に法面が崩れるおそれがあるため、土木作業の関連部局や施工業者の意見を聞き、法面の勾配を調整するなどの対応をとりましょう。
- ③ 埋却溝の底面において、体液が不均等に貯留された場合、噴出しやすくなります。噴出を防止するため、底面の勾配がきつくなるように注意するとともに、埋却溝が長い場合には中間に仕切りを入れましょう。

## Q&A

**Q** 確保する埋却地は、成牛一頭当たり五㎡ないとダメなのですか？

**A** 埋却地の広さについては、標準的な目安として、成牛一頭当たりの基準を示していますが、埋却溝が何本分取れるか、作業に必要なスペースがどの程度必要かなどによって変わることから、詳細は、最寄りの家畜保健衛生所にご相談ください。



**Q** 確保した埋却地について、試掘をして実際に使用可能であるか確認する必要がありますか？

**A** 試掘により使用可能であるかを確認しておくことは望ましいですが、義務付けまではしておりません。なお、下水位や土質に関して既に調査している場合(例・国土交通省の地下水マップ)があるので、埋却地を選定する際の参考にしてください。詳細は、家畜保健衛生所にご相談ください。

**Q** 埋却地があらかじめ確保できなければ、規模拡大等はできなくなるのですか？

**A** 規模拡大をするのであれば、発生時に備えて、飼養規模に応じた埋却地の確保、焼却、あるいはレンダリング処理いずれかの準備を行っていただく必要があります。

**Q** 移動式レンダリング車の使用予定をもって処理方法を確保したことになりますか？

九. 大規模農場における追加措置

- ① 獣医師の健康管理指導を受けましょう
- ② 通報ルールを作成しておきましょう  
牛(成牛)及び水牛では二百頭以上、牛(育成牛)、鹿、めん羊及び山羊では三千頭以上の所有者(以下「牛等大規模所有者」という)は、農場ごとに、家畜保健衛生所と緊密に連絡を行っている担当の獣医師又は診療施設を定め、定期的に当該獣医師等から当該農場の家畜の健康管理について指導を受けるようにしましょう。

牛等大規模所有者は、従業員が特定症状を確認した場合に家畜保健衛生所へ、直ちに(所有者及び管理者の許可を要することなく)通報することを規定したルールを作成し、全従業員に周知徹底しておきましょう。

家畜の伝染性疾患の発生の予防及びまん延の防止に関する情報を全従業員に対し、周知徹底しておきましょう。

**A** 都道府県が作成する地域全体の処理計画の中に、移動式レンダリング車による処理をその処理能力を適切に見込んで、組み込むことは可能です。

**Q** 住宅地に隣接する牧場において、地域住民の承諾がスムーズに得られない場合は、どうするか？

**A** 地域ごとに事情が異なることから、地域ごとにきめ細やかな対応が必要になるため、生産者の方だけでなく、行政機関、関係団体等が一体となって進めていくことが重要であると考えています。

八. 感染ルート等の早期特定のための記録を作成し、保存しておきましょう。

次に掲げる事項に関する記録を作成し、一年以上保存しましょう。  
① 衛生管理区域に立ち入った者(所有者及び従業員を除く)の氏名及び住所又は所属並びに当該立入日及び目的(所属等から明らかな場合は不要)

今回の家畜伝染病予防法の改正に伴う飼養管理基準の見直しは、家畜伝染病による被害を最小限に止めるために「発生の予防」、「早期の発見・通報」及び「迅速・的確な初動」を重点において改正となりました。組合員の皆さんにおかれましては、これらの基準に照らした場合、それぞれの飼養頭数や牛舎環境、地域の状況等から様々な疑問が生じるものと思います。

これら対応には、家畜保健衛生所等の県行政をはじめ、市町、関係団体への確認をもって対応していく必要があります。  
万一、家畜伝染病が発生した場合に、該当農家だけでなく、他の農場にも感染し、地域に広がり甚大な被害を招く可能性が十分にあります。

自衛防疫と積極的な地域単位での防疫研修等をもって、安全・安心な飼養管理を行いましょ。

※過去一週間以内に海外から入国した者(帰国者を含む)にあつては、一週間以内に滞在した全ての国又は地域及び当該地での畜産関係施設への立入りの有無を追記  
② 家畜の所有者等が海外に渡航した場合に、その滞在期間及び国名  
③ 導入した家畜の種類、導入元、頭数、健康状況及び導入日  
④ 出荷・移動した家畜の種類、出荷・移動先、頭数、健康状況及び出荷・移動日  
⑤ 飼養家畜の異状の有無。異状があつた場合には、症状、頭数及び月齢

Q&A

**Q** 記録は農家が自らが記入しなければならぬのですか？

**A** 人や車両の出入りに関する記録に関しては、農家自らが記入するか、出入りする者に記録してもらっても構いません。その際には確実に記録してもらえよう、張り紙などをしておきましょう。



日々徒然 かがやき

▼十月一日から暮らしに関わる制度改正が多く実施された。東日本大震災の影響から電気料金やガス代の値上げ、これも手当の見直しなども行われた。

▼「食」に関しては「焼肉酒家えびす」の集団食中毒事件を受け、ユッケなどの生食用牛肉を扱う食肉処理業者や飲食店を対象に厚生労働省は表面加熱を義務付け、罰則を課す新基準を施行。一部焼肉店ではその対応が難しいとしてメニューから除外されたところもあった。

▼輸入小麦の売り渡し価格は政府によって平均二%が引き上げられ、乳製品は昨年の猛暑と福島第一原発事故の影響で、被災した一部地域の生乳出荷停止から、原料の仕入価格の上昇を理由に大手乳業社がバターやチーズを中心に値上げした。一部市場では、値上げ前の買いだめから、店頭からバターが姿を消したところもあった。

▼農林水産省によると二〇一〇年度の食料自給率(カロリーベース)は前年度比一ポイント低下の三十九%。天候不順に伴う小麦等の国内生産減少が影響し、自給率低下は二年連続、四年ぶりに四十%を割り込んだ。政府は二十年度に自給率を五十%に

**Q** 記録すべき症状とはどのようなものですか？

**A** 餌喰いが悪い、元気がない、ボーツとしているなどの状態があれば記入しておいてください。

【参考】

農場出入りチェック表(牛用)

日時	平成 年 月 日	午前・午後 時 分	目的
氏名	家保 飼料 集乳 獣医師 授精師 削蹄師 行政(県・市・町) その他( )		
所属	石灰消毒	実施	未実施
	車両消毒	実施	未実施
	踏込消毒槽	実施	未実施

家畜の導入及び出荷、健康観察チェック表

日時	平成 年 月 日	午前・午後 時 分
海外渡航歴	渡航者( )	渡航先( ) 渡航期間( )
導入	種類( )	頭数( ) 健康状態( ) 導入元( ) 導入日( )
出荷	種類( )	頭数( ) 健康状態( ) 出荷先( ) 出荷日( )
異状の有無	症状等	



美人

引き上げる目標を示したが、同省によると日本が環太平洋経済連携協定(TPP)に参加し、関税が撤廃された場合には自給率が十三%に下がるとの試算を示している。一九六五年度には七十三%あった自給率は、食生活の欧米化に伴いコメの消費減小や自由貿易の影響から近年では四十%前後で推移している。ハンガリーでは国民の肥満防止を目的に「ポテトチップ税」が九月に導入、十月からはテンマークで飽和脂肪酸を含むチーズやバター、肉の加工食品を対象とした「脂肪税」が導入され、国は健康を大義とした増収増税と医療費抑制を狙っている。

▼欧米化する食生活の中で、何もかもアメリカナイズされがちな日本社会。健康的な食生活を送るためにも、今一度、日本文化を見直し、昔ながらに地元で採れた食材を使って、新鮮な内にその地域で食する「地産地消」を推進すべきではないか。まず、国民が国内農畜産物を求め、その需要の高まりから農業への生産意欲が掻き立てられ、十分な所得が得られれば、新規就農者を始め後継者の就農、農家が目を輝かせた活力ある農業の実践が実現できるのではなからうか。